

A 友の会ライフ保険(75歳型)

(リビング・ニーズ特約、代理請求特約 [Y] 付集団月掛扱無配当定期保険 (Ⅱ型) 【生命保険】)

保障の内容・特長

- ご加入者が**死亡・高度障害**となられた場合、死亡・高度障害保険金として**一時金200万円**が支払われます。

死亡・高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

200万円

《リビング・ニーズ特約》余命6ヵ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

- 75歳まで継続加入できます。**

加入日からご加入者が75歳になられた直後の契約応当日の前日までです。

(ただし、年齢は保険年齢です。)

※お支払事由に該当し、保険金をお支払いした場合には、その保障は終了します。

※死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

- 満了(75歳)まで同じ保険料率で継続**できます。

本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。